

令和4年度 とちぎグローバル人材育成プログラム・基礎コース 募 集 要 項

大学コンソーシアムとちぎ

1. 事業の趣旨

とちぎグローバル人材育成プログラム・基礎コース（以下「本事業」という。）は、別表1に掲げるとちぎグローバル人材育成プログラム対象校（以下「大学等」という。）において学ぶ学生が、地域の課題解決に向き合いながら、語学力、コミュニケーション能力、グローバルな視点で考え行動する能力を身につけることにより、栃木県内及び国際的な舞台で活躍できる人材を育成することを目的とする。

2. 事業の概要

本事業は、大学等において学ぶ学生を対象に、海外留学及び海外インターンシップ（以下「留学等」という。）の費用の一部を支援するものです。

3. 支援の対象

在学中、(1)(2)それぞれ1回まで支援します。

(1)海外留学（概ね3週間から）※3週間未満でも申請可

(2)海外インターンシップ（2週間から）

※現在、新型コロナウイルス感染症の状況下であることから、大学等の国際交流協定締結校等への留学またはインターンシップに限る。

※海外留学・海外インターンシップの受入先機関が存在し、かつその機関において一定期間の学修等が実行される計画であること。受入機関のない研修・調査は含みません。

※上記期間は、新型コロナウイルス感染症による隔離期間を除く

4. 支援金額（上限額）

(1)アジア地域 10万円まで

（別表2「アジア地域に該当する国・地域」参照。）

(2)アジア地域以外 20万円まで

5. 支援対象経費

渡航費、保険料、査証取得料及び荷物送付料（以下「渡航費等」という。）の実費額で、上記4の上限額を超えない額（以下「支援金」という。）を支給します。

なお、支援金については、「18. その他留意事項等」(2)に記載する事項に該当する場

合は、支給後であっても返還していただきます。

6. 募集人員

25名程度

※実際の支援人数は、事業全体の状況（留学先等）により変動します。

7. 申請資格

本事業に申請することができる者は、以下の要件すべてを満たす者としてします。

(1) 大学等に在籍する正規生で、日本国籍を有する、または永住が許可されている者。

ただし、海外インターンシップについては、将来的に栃木県内企業への就職を希望している外国人留学生も対象とします。

(2) 「とちぎグローバル人材育成プログラム」の共通科目の単位を5単位以上修得（過去年度含む）している者又は在学中に修得が見込める者。

なお、共通科目5単位以上のうち、大学コンソーシアムとちぎ必修（選択必修）科目については、必ず留学を申請する年度中に1単位以上を修得すること。

(3) 当該留学等において、他の団体等からの支援金等を受給していない者。ただし、支援対象経費が重複していないケースは、認める場合もあります。

8. 本事業を利用し学生を支援することができる在籍大学等の要件

本事業を利用する学生を支援する在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。

(1) 留学中の学生の学修活動状況を適切に管理する体制がとられていること

(2) 留学中の学生に対する適切な危機管理体制を有すること

※在籍大学等は、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を確認の上、別紙1「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。

(3) 学生の支援に係る事務手続きを行う体制を有すること

9. 申請方法

申請者は、以下(1)で示すウェブページから、以下(2)に定める応募書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等の留学担当部署に提出してください。

(1) とちぎグローバル人材育成プログラムウェブページ

<http://www.consortium-tochigi.jp/ryugaku.html>

(2) 申請書類

令和4(2022)年度とちぎグローバル人材育成プログラム基礎コース申請書…1部

※電子媒体により在籍大学等の留学担当部署に提出（メール等でも可）してください。なお、審査に当たっては外国語の習得レベルも参考にしますので、外国語の

検定、資格等を有する者は、証明書類をスキャン又は撮影して、PDF・JPG等のファイルにより併せて提出してください。(ファイルサイズはできるだけ小さくしてください。)

(3) その他

申請書類の作成には日本語を使用してください。

10. 在籍大学等への提出期限

令和4年7月4日(月)17時必着

11. 選考方法

書類審査により選考することを基本とし、必要に応じて面接審査を行います。

12. 選考における審査の観点

本事業の審査は、「グローバルな視点で物事を考え、行動し、課題を解決することが出来る人材」を育成するという観点を審査の基本方針として行います。

(1) 人物評価の観点

- ・ 留学等に対する強い意欲を有し、高い志を持っているか。
- ・ 志を具体化するための能力等を有しているか。
- ・ 留学の成果を地域に還元しようとしているか。 等

(2) 計画評価の観点

- ・ 本事業の趣旨に沿った達成目標であるか。
- ・ 計画内容やスケジュールは適切であるか。
- ・ 実現可能性が高い計画内容であるか。 等

13. 採否結果の通知

令和4年8月下旬に在籍大学等を通じて通知します。

14. 支給方法、支給時期

- (1) 支援金は、大学コンソーシアムとちぎから直接学生に支給することとし、原則として本人名義口座への銀行振込とします。
- (2) 支援金は、在学中に確実に共通科目5単位以上の修得が見込める者に対して実費額を確認後、支給します。
- (3) 支援金については、受給する学生の留学開始日及び留学期間に関わらず、令和5(2023)年2月28日(火)までに、渡航費等の実費額が確認できる学生に対して支給します。当該期日までに実費額の確認ができない場合は支給しませんので、注意してください。

15. 本事業に関する行事への参加

採択された場合は、海外留学等成果報告会（毎年11月～2月に開催）に必ず参加し留学等の成果を発表していただきます。授業などのため参加できない場合は、担当教員の捺印(又はサイン)のある理由書を提出していただくことがあります。

16. 留学等終了後の提出書類

海外留学・海外インターンシップ報告書を、帰国後1ヶ月以内に在籍大学等の担当部署にデータで提出してください。なお、報告書入力用データは、採択時に採択通知とともにお送りします。

17. 申請書類の提出から支援までの流れ

(1) 在籍大学等への提出期限

令和4年7月4日(月)17時必着

(2) 大学等から大学コンソーシアムとちぎへの提出期限

令和4年7月8日(金)

(3) 書面審査：令和4年7月下旬

※必要に応じて面接審査を行う場合があります。

(4) 採否結果の通知：令和4年8月下旬

在籍大学等を通じ、応募者あてに通知します。

(5) 本事業が支援の対象とする留学等の開始時期

令和4年9月1日(木)以降において諸外国において留学が開始される(渡航日ではなく、本事業開始日となります。)計画

※令和5年2月28日(火)までに、渡航費等の実費額が確認できない場合は、本事業の支援対象学生であっても、支援金は支給しませんので、注意してください。

(6) 海外留学等成果報告会

11月～2月を予定していますが、日程及び内容等については後日お知らせします。
(大学コンソーシアムとちぎが実施)

18. その他留意事項等

(1) 本事業は、学生の留学等を費用の面で支援する制度であり、留学先等の選定、留学等に必要な手続き、渡航、留学等の期間中の学修及び生活等は、本人の責任において行っていただきます。なお、現地の安全情報に十分注意し、留学等の期間中は随時状況確認ができるよう、在籍大学等及び相手先機関と連絡を密にするようにしてください。また、大学コンソーシアムとちぎ事務局より連絡する場合がありますので、事務局からの電話及びメールにも留意してください。

※電話番号、メールアドレスの変更については速やかに在籍大学へ届けてください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター(海外安全相談班)」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先の国・地域

の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先の国・地域の変更を指示することや支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3か月以上滞在中には在留届の提出が義務付けられています。）。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録するようにしてください。

（たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）

〔海外安全情報等照会先〕

外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全相談班）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）

TEL：（代表）03-3580-3311

ウェブサイト https://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

なお、派遣留学生の支援を行う在籍大学等は、別紙1「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項に関し、必要な手続き等（留学中の連絡先の登録、海外旅行保険の加入等）について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。チェックリストに記載のある事項に関して必要な手続き等については、在籍大学等に確認の上、必ず行ってください。

その他、留学に関する情報収集の手段として、次のウェブサイトを活用できます。

〔留学情報等照会先〕

・独立行政法人日本学生支援機構ウェブサイト 海外留学支援サイト

<http://ryugaku.jasso.go.jp/>

(2) 本事業の支援金は、返済の義務はありません。ただし、次の事項に該当することとなった場合は、支給の取消しや支給した支援金を返還していただく場合があります。

- ・当該留学等を行わなかった場合又は相当の理由が無く途中で取りやめた場合
- ・申請内容と実際の留学等の内容が大きく異なった場合
- ・在学中にとちぎグローバル人材育成プログラム共通科目の必要単位数を修得できなかった場合
- ・その他支援金を支給することが不相当とみなされる事態が発生した場合

(3) 新型コロナウイルス感染症の状況下であることから、大学等で「新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル2以上に指定された国・地域への渡航前に確認すべき事項」（別紙2）を学生に確認の上、確認済の署名を記載した書面（複写したもの）を提出してください。

(4) 大学コンソーシアムとちぎが同時期に募集をしている「とちぎグローバル人材育成プログラム・上級コース」との併願を認めますが、仮に両方とも採択になった場合は、

どちらか一方のみを選んでいただきます。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、募集の中止および本事業の中断・中止の可能性があります。

(6) 本事業を利用するに当たっては、日本国、渡航先の国・地域、大学等及び渡航先の受入れ大学等の指針に従ってください。

19. 個人情報の取り扱いについて

申請書類は返却しません。なお、本事業の募集や採用等に係り提出された個人情報は、本事業のためにのみ使用します。ただし、この使用目的の適正な範囲において、大学等教育機関、在外公館、行政機関及び公益法人等に対し、必要に応じて情報を提供する場合があります。

20. 問い合わせ先

大学コンソーシアムとちぎ事務局

〒321-8505 宇都宮市峰町 350 (宇都宮大学内)

電話 : (028) 649-5666

メールアドレス : postmaster@consortium-tochigi.jp

別表1 とちぎグローバル人材育成プログラム対象校

足利大学	足利短期大学	宇都宮共和大学
宇都宮短期大学	宇都宮大学	宇都宮文星短期大学
小山工業高等専門学校	関東職業能力開発大学校	國學院大學栃木短期大学
国際医療福祉大学	作新学院大学	作新学院大学女子短期大学部
佐野日本大学短期大学	自治医科大学	帝京大学
獨協医科大学	白鷗大学	文星芸術大学

別表2 アジア地域に該当する国・地域

台湾、バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、中国、香港、インド、インドネシア、大韓民国、ラオス、マカオ、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、ベトナム、アフガニスタン、東ティモール、モルディブ

大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト

1. 「自分の身は自分で守る」という学生の意識啓発に向けた取組の実施

1-1 「自分の身は自分で守る」という基本原則

渡航先の治安状況を学生自身が事前に熟知し、日本にいるときは意識を切り替えることにより事件・事故を防ぐことができることを学生に理解させるよう指導しているか。

1-2 「自分の身は自分で守る」ための心構え

学生に対して、「自分の身は自分で守る」ための心構えについて指導する機会を設けているか。

1-3 危機等に関する情報収集のためのツールやその活用方法について

学生が留学計画の渡航先を決定する上で、危機等に関する情報を収集する必要性や外務省の海外安全HP等情報収集のためのツールについて学生に指導しているか。

1-4 留学中の連絡先の登録について

渡航先での連絡先や国内の緊急連絡先を登録するよう指導しているか。危機事象が発生した場合に備え、留学中は常に所在を明らかにするよう、留学前に学生に指導しているか。

渡航先での連絡先、国内の緊急連絡先の登録方法等について具体的に指導しているか。

在留届や「たびレジ」の登録の必要性や手続きについて周知しているか。

1-5 事件・事故等に巻き込まれた場合の対応

海外留学中に生命、身体が危険にさらされるような事態が生じた場合は在外公館の援護等を依頼することが重要であることを周知しているか。また、渡航前に学生に渡航先の在外公館の連絡先を確認させているか。

危機事象の発生の場合の大学側の窓口を事前に学生に周知しているか。

危機事象の発生の場合の学生や保護者からの相談体制は構築されているか。

1-6 海外旅行保険について

海外旅行保険に加入させているか。その際に補償内容を確認し、保護者にも共有させているか。

大学が学生や保護者から保険加入にあたって助言できるような体制が整備されているか。

2. 大学における危機管理体制の整備

2-1 意思決定ルートの確立

学生が事件・事故に巻き込まれた場合の対応策の決定方法、決定過程、最終的な決定に関し、権限と責任が明確となっているか。

2-2 意思決定の判断基準の策定

外務省の危険情報に応じて注意喚起発出の有無、留学継続の可否等の判断基準を設け、学生に周知共有されているか。

2-3 学生の海外留学状況の把握

学生の海外留学について、渡航期間、渡航場所、滞り場所などの情報を学生に届出させる体制整備がなされているか。

2. 大学における危機管理体制の整備(つづき)

2-4 留学中の渡航先及び国内連絡先の把握

危機事象発生時に渡航中の学生に情報の伝達、注意喚起、安否確認ができるよう連絡ルートを確認しているか。

学生が事件・事故に巻き込まれた場合にすみやかに連絡が取れるよう国内の学生の緊急連絡先などを把握する体制を整えているか。

学生が事件・事故に巻き込まれた場合に連絡が取れるよう渡航先の最寄りの在外公館の連絡先を把握しているか。

2-5 大学における学生からの連絡窓口の設置

学生が事件・事故に巻き込まれた場合に日本の在籍大学にも連絡を取れるように指導をしているか。

休暇中や夜間を含めた学生からの緊急連絡を受けることができる体制整備をしているか。

2-6 学生の連絡先等に関する安全情報の収集

大学は、各国在外公館HPや「たびレジ」を活用し、学生の渡航先の安全情報を収集し、活用しているか。

安全情報の確認のための学内体制を整備し、危険度に応じてあらかじめ対応方針を定め、マニュアルとして共有しているか。

学生が事件・事故に巻き込まれた場合の在外公館を通じた情報収集や現地における情報収集ができる体制を整備しているか。

2-7 学生の連絡体制の確認・共有

関係者間であらかじめ情報伝達ルートを確認し、共有されているか。特に執行部への迅速な伝達体制が整備されているか。

2-8 関係省庁の連絡先の確認・共有(文部科学省及び外務省)

関係する省庁に情報共有・相談がなされる体制が整備されているか。

2-9 巻き込まれた学生や周囲の学生等のケア

学生が事件・事故に巻き込まれた場合、家族との連絡や必要なサポートを行う体制を整備しているか。

事件・事故に巻き込まれた学生の周囲にいる学生に対してもケアできる体制が整備されているか。

2-10 対外的対応

外部からの問い合わせへの対応のルールを定めているか。対応者として学内責任者から一元的に対応する体制となっているか。

(別紙2)

新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル2以上に
指定された国・地域への渡航前に確認すべき項目

- (1) 留学先国・地域における最新の感染状況を把握している。
 - (2) 留学先国・地域への渡航手段がある。
 - (3) 留学先国・地域に入国の可否及び入国に必要な手続きについて申請中又は完了している。
 - (4) 留学中の疾病に対し、十分な補償が受けられる海外旅行保険又は現地の保険に加入している。
 - (5) 留学先国・地域への入国時における水際措置及び入国後取るべき行動について把握している。
 - (6) 留学先国・地域で感染の疑いが生じた場合、濃厚接触者として指定された場合、感染した場合に留学先国・地域において取るべき行動及び相談先を具体的に把握している。
- 例：
- ・ 相談できる機関
 - ・ 検査できる機関
 - ・ 受け入れ可能な医療機関
 - ・ 滞在先
- (7) 留学先国・地域で必要な生活物資が確保できる。
 - (8) 留学先大学等において留学生の受け入れ体制が取られている。
 - (9) 留学先大学等において学修を継続するための防疫措置がとられている。
 - (10) 留学先国・地域における感染拡大抑止のための法令(マスクの着用等)を把握している。
 - (11) 今後、留学先国・地域において(再)流行した際取るべき対応をシミュレーションしている。
 - (12) 留学先国・地域に渡航しないと当初の留学目的が達成できないこと。
 - (13) 渡航前に、留学等(海外渡航)について保証人の同意を得ている。
 - (14) 渡航前に、留学先における住居の確保ができています。
 - (15) 留学先大学が交換留学プログラムの一環として対面授業(一部のみでも可)を行っている。
 - (16) 所属大学等により交換留学プログラムの中止・延期の指示または帰国勧告がなされた場合には、その指示に速やかに従う。
 - (17) 渡航時及び帰国時の待機期間(自己隔離期間)に係る滞在費等の諸費用及び緊急帰国時の航空券・宿泊施設のキャンセル・変更等にかかる諸費用等、留学に係る一切の費用は全て自己負担となることを了承している。
 - (18) 留学先国・地域以外の第三国へは渡航しない。

(19) 帰国時には、日本国政府の定める水際対策措置・防疫事項を遵守するとともに、所属大学等からの帰国に関する指示を遵守する。

(1) から (19) の項目について確認しました。

大学等名 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

(自署してください)